

# **新城市市政モニター設置要綱**

## **(設置)**

第1条 市政に対する市民の意見や提言を継続的に聴取し、市政への市民参加と開かれた市政を実現するため、新城市市政モニター（以下「市政モニター」という。）を置く。

## **(職務)**

第2条 市政モニターの職務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 市政に関するアンケートに回答すること
- (2) 市政に対する提言等をすること
- (3) 前各号のほか、市長が必要と認めること

2 市政モニターは、通信手段として郵便、ファックス又は電子メールを利用して職務を遂行するものとする。

## **(資格)**

第3条 市政モニターは、市政に関心及び積極的に協力する意志のある市民で、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に住所を有する18歳以上の者
- (2) 国及び地方公共団体の職員でない者
- (3) 市議会議員など公選の職でない者

## **(登録)**

第4条 前条の資格を有する者で、市政モニターの登録をしようとする者は、所定の内容を記入した用紙を市長に提出し、又は市の指定するインターネット上の登録ページから手続きをしなければならない。

2 市政モニターの登録は、100人以内とする。

## **(任期)**

第5条 市政モニターの任期は、2年とする。

## **(個人情報の取り扱い)**

第6条 市は、市政モニターから登録時に収集した個人情報を、市政モニターに関する事務以外には利用しないものとし、新城市個人情報保護条例（平成17年新城市条例第26号）の規定に基づき適切に取り扱い、保護するものとする。

## **(謝礼)**

第7条 市政モニターへの謝礼は、年度ごとの活動実績に基づき、予算の範囲内で支給するものとする。

## **(費用負担)**

第8条 郵送、ファックス、電子メールの送受信及びインターネット環境の維持にかかる費用は、市政モニターの負担とする。ただし、市政に関するアンケート等の回答に関する郵便料金は、市の負担とする。

## **(禁止行為)**

第9条 市政モニターは、次に掲げる行為又はそのおそれのある行為を行ってはならないものとする。

- (1) 公序良俗に反する行為

- (2) 法律条例に反する行為
- (3) 市政モニター制度の運営を妨害する行為
- (4) 不正回答をする行為
- (5) 同一人物による重複登録をする行為
- (6) 他人になりすまして登録をする行為

#### **(電子メールの送受信)**

第10条 インターネットを利用して登録した市政モニターは、市政モニターとして市と電子メールの送受信を行う場合には、登録情報として申告したものと同一のメールアドレスを使用するものとする。この場合において、登録情報の内容と異なるメールアドレスにて送受信を行ったことにより当該市政モニターに不利益又は損害が発生しても、市はその責任を負わないものとする。

2 市から市政モニターに対して発信された電子メール又は市政モニターから市に対して発信された電子メールの不達により当該市政モニターに不利益又は損害が発生しても、市はその責任を負わないものとする。

#### **(登録の抹消)**

第11条 市長は、市政モニターが次の各号のいずれかに該当するときは、登録を抹消することができる。

- (1) 辞退の申出があったとき
- (2) 第2条に規定する職務を履行しないとき
- (3) 第3条の資格を満たさなくなったとき
- (4) 第9条の規定に違反したとき
- (5) その他市政モニターとしてふさわしくない行為があったとき

#### **(市政モニター制度の内容の変更並びに一時中断、停止及び中止)**

第12条 市長は、告知又は市政モニターの承諾の有無にかかわらず、市政モニター制度の内容を変更し又は市政モニター制度を一時中断、停止若しくは中止することができる。この場合において、市政モニターに不利益または損害が発生しても、市はその責任を一切負わないものとする。

#### **(あいち簡易電子受付サービスの利用)**

第13条 インターネットを利用した登録及びアンケートの実施には、あいち電子自治体推進協議会が運営するあいち簡易電子受付サービスを利用するものとする。

2 前項のあいち簡易電子受付サービスを利用する者は、あいち簡易電子受付サービス利用規約を遵守しなければならない。

#### **(公表)**

第14条 市長は、市政に関するアンケートの結果を市のホームページ等で公表するものとする。

#### **(庶務)**

第15条 市政モニターに関する事務は、企画部秘書広報課において処理する。

#### **(雑則)**

第16条 この要綱に定めるもののほか、市政モニターに関し必要な事項は、別に定める。

### **附 則**

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。